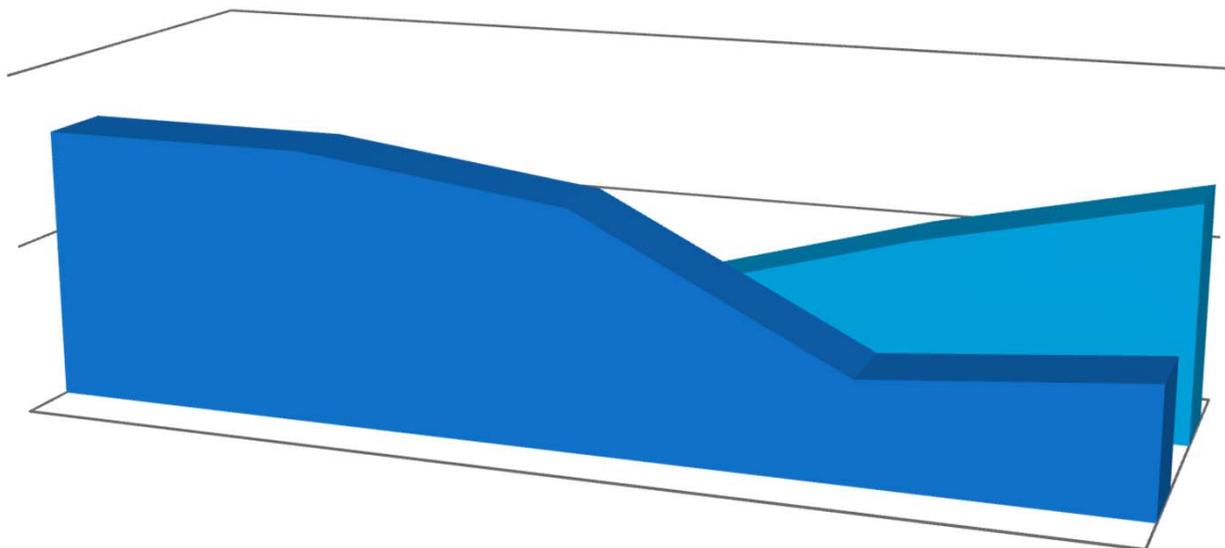


公的統計の調査票情報の利活用について



総務省

平成28年10月25日
政策統括官(統計基準担当)

目 次

1. 二次的利用制度の概要と利用状況
2. 利用形態ごとの課題と取組の方向性
 - ① 調査票情報のオンサイト利用
 - ② 匿名データ
 - ③ オーダーメイド集計の利用条件の緩和

1. 二次的利用制度の概要と利用状況

(1) 利用形態と利用要件

利用形態	根拠	利用できる者	利用目的
調査票情報の提供	法第33条第1号	公的機関（行政機関等+会計検査院、地方独法等）が利用する場合	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
	法第33条第2号	公的機関が委託又は共同して調査研究を行う者	統計の作成 統計的研究
		公的機関が公募の方法により補助する調査研究を行う者	
		行政機関等（行政機関+地方公共団体、独法等）が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等を行う者	
オーダーメイド集計	法第34条	一般の者	
匿名データ	法第35条、法第36条	※学術研究の発展に資するなどが条件 <ul style="list-style-type: none"> ・研究等の目的に限定 ・研究成果等の公表義務 ※有料（法第38条） <ul style="list-style-type: none"> ・手数料（実費を勘案し設定）を納付 	

【参考】統計データの二次的利用制度導入の経緯

旧統計法（昭和22年法律第18号）における調査票の目的外使用制度

行政機関や地方公共団体が利用する場合など、高度の公益性が認められる場合に限り、総務大臣がその利用を承認・公示

- 
- ・ 社会の統計に対するニーズの多様化
 - ・ 情報通信技術の発展
- 等

統計法制度に関する研究会（総務省）

- 新たな統計データの使用形態（オーダーメイド集計の実施、匿名標本データの作成・提供）について提言

統計制度改革検討委員会（内閣府）

- 調査対象者の秘密の保護等に留意した仕組みとした上で、統計データの二次的利用が一層促進されるよう必要な規律を整備

- 
- ・ 60年ぶりの統計法改正
 - ・ 「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ

新統計法（平成19年法律第53号）における二次的利用制度の創設

- 新たな利用形態（オーダーメイド集計及び匿名データの作成・提供）を追加
- 調査票情報の利用については、総務大臣の承認ではなく調査実施者（各府省等）の判断で利用可能に

1. 二次的利用制度の概要と利用状況

(2) 利用状況

①利用可能な統計調査数

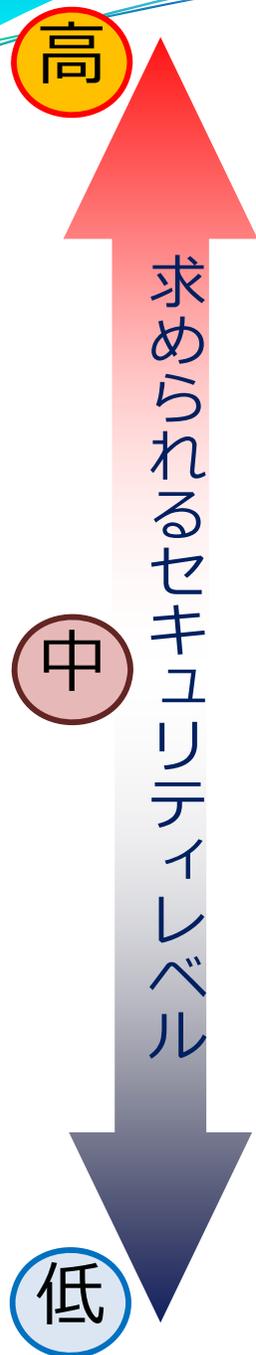
区 分	オーダーメイド集計	匿名データ
平成 2 3 年度	24 (126)	6 (34)
平成 2 4 年度	25 (162)	6 (36)
平成 2 5 年度	26 (202)	7 (40)
平成 2 6 年度	26 (239)	7 (41)
平成 2 7 年度	26 (259)	7 (43)

※ () は、1年次を1調査としてカウントした場合の数。

②利用件数

区 分	調査票情報の提供		オーダーメイド集計	匿名データ
	統計法第33条第1号	統計法第33条第2号		
平成 2 3 年度	2,647	148	10	33
平成 2 4 年度	2,478	169	19	32
平成 2 5 年度	2,504	244	13	41
平成 2 6 年度	2,437	281	29	37
平成 2 7 年度	2,585	267	22	39

2. 利用形態ごとの課題と取組の方向性



① 調査票情報

- 実効性のあるセキュリティ確保の仕組みが必要。
- 現行方式では利用開始前に利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び作成予定の集計様式・分析出力様式を利用者が提出し、調査実施機関が審査する必要があるが、利用者及び調査実施機関双方の負担が大きい。

➡ オンサイト利用の推進

② 匿名データ

- 匿名データが提供されている統計調査の種類が限られている。
- 提供中のものについても、新しい年次の追加要望がみられる。

➡ 匿名データの種類・年次の追加

③ オーダーメイド集計

- オープンデータを推進する中、行政機関の保有データについて、個人情報等の機微な情報を含まないものについて、営利目的を含めた民間分野での幅広い利用が求められている。
- 人手による作業が多くを占め、集計結果を提供するまでに時間を要する場合が多い。

➡ 利用条件の緩和

【参考】公的統計基本計画における記載

(別表 今後5年間に講ずる具体的な施策)

4 統計データの有効活用の推進

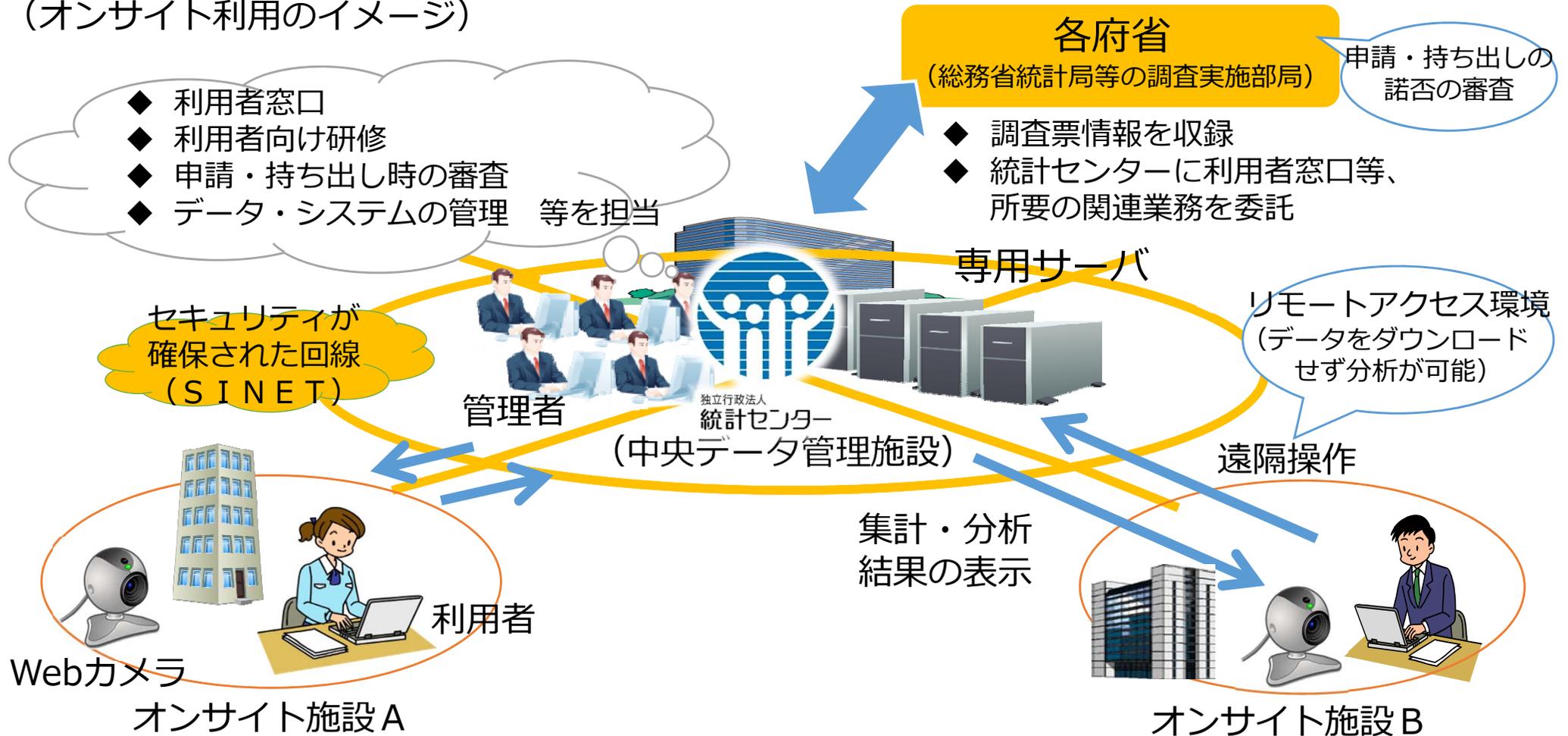
(1) 調査票情報等の提供及び活用

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ <u>オーダーメイド集計</u> については、 <u>利用条件を緩和する方向で検討を進める。</u> また、 <u>オンデマンド集計の技術的検証等の実用化に向けた検討を行う。</u> さらに、 <u>利用者のニーズに留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</u>	総務省 各府省	平成26年度から 検討する。
○ <u>調査票情報の提供</u> については、 <u>セキュリティ確保に万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンライン利用やプログラム送付型集計・分析といった新たな利用方法の実現を目指し、役割分担の整理を含め、実用化に向けた検討を行う。</u>	総務省 各府省	平成26年度から 検討する。
○ <u>匿名データの作成及び提供</u> については、 <u>利用者のニーズや匿名性の確保と有用性の向上に留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</u>	各府省	平成26年度から 実施する。

①調査票情報のオンサイト利用

安全性・情報セキュリティを確保しつつ利便性の高い形で統計マイクロデータ（調査票情報）を用いた高度解析を行うことが可能となる「オンサイト利用」の実現に向け、学界や各府省の協力を得つつ検討

(オンサイト利用のイメージ)



※ 従来型オンサイト施設（一橋大学等。データは大学等で単独管理）は、設置に際し設置者側の負担が大きいため、効率的なオンサイト利用の仕組みを検討中。

②匿名データ

(1) 匿名データの作成について

- 調査客体が特定されないよう、加工処理（匿名化措置）を施したデータ
- 匿名化措置に当たっては、安全性（調査客体の匿名性）に加え、データ分析の有用性にも配慮
- 各府省等では、外部有識者を交えた研究会等により匿名データの作成方法の検討を重ねるとともに、さらに、基幹統計調査（重要性が特に高いと位置付けられているもの）に係る匿名データの作成方法については、統計委員会において審議

(参考) 匿名化措置の例

- ・ 個体を直接識別できる情報（氏名・会社名、調査区番号 等）の削除
- ・ 様々な属性（年齢、年収 等）に関する詳細な情報の大括り化（グルーピング、トップコーディング 等）
- ・ 特異なデータの削除（世帯員が多数の世帯 等）
- ・ リサンプリング（全てのデータではなく、抽出された一部の調査対象の情報のみを提供）

※ 企業や事業所を対象とした統計調査については、事業規模等で対象が特定されるリスクが高く、一般的にデータの匿名化が困難（経済産業省において、平成23年度に試行的に作成した匿名データを用いて技術的な検証を行った結果、分析結果の有効性に問題があるとの結論に至った。）。

②匿名データ

(2) 匿名データの提供拡大状況（平成28年4月現在）

府省名	統計調査名	提供対象
総務省	国勢調査	平成12年、17年
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年
	社会生活基本調査	平成3年、8年、 <u>13年</u> 、 <u>18年</u> （※1）
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、 <u>19年</u> （※2）
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年
	労働力調査	平成元年1月～ <u>平成23年12月</u> (月次調査)
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成 <u>10年</u> 、13年、16年、19年、 <u>22年</u>

(注) 下線は平成26年度以降に追加したもの。

※1 平成13年調査と18年調査の匿名データについて、作成する調査票の種類を追加。

※2 平成19年調査の匿名データについて、来春提供開始予定。

③ オーダーメイド集計の利用条件の緩和

平成28年3月まで

平成28年4月以降

【目的】

学術研究が直接の利用目的

企業活動の一環として行う研究であっても、
学術研究の発展に資すると認められるものは可

研究が直接的には営利目的であっても、委託申出書において、研究の意義や分析内容が明らかとなり一般の利用可能性が認められれば可

例 オーダーメイド集計を用いて需要予測等の統計的分析を行い、
それに基づく出店計画策定までの一連の内容が示されている研究

統計分析の教材として転用する目的で研究を行い、それを利用して研修を行う場合は可

【公表内容】

学術研究の成果を公表

公表物は研究の成果でなくても可

研究終了後に、詳しい研究成果を公表しない場合でも、オーダーメイド集計の結果と委託申出書の内容を公表すれば可

【公表時期】

学術研究の成果公表前に営利目的利用しないこと

公表は営利目的利用後でも可

顧客からの委託研究について、顧客に成果を提供した後に公表すれば可

【本人確認】

法人代表者（社長など）の本人確認書類の添付が必要

本人確認書類の添付は不要に